

スマートフォン決済アプリでの納付

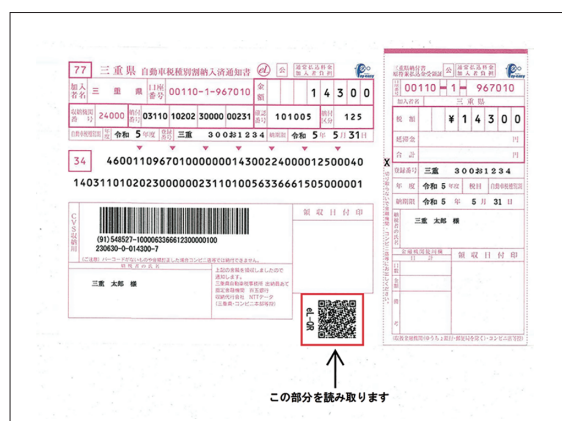
スマートフォン決済アプリから、QRコードまたはバーコードを読み取り納付することができます。

納めることができる税目は

- QRコードによるスマートフォン決済アプリの利用
- ・自動車税種別割、個人県民税・地方消費税を除く県税（令和7年8月開始予定）
- バーコードによるスマートフォン決済アプリの利用
- ・自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税

QRコードによるスマートフォン決済アプリでの納付

納付書等表面に「eL-QR」の文字と共に印字されたQRコードをスマートフォン決済アプリで読み取り納付することができます。



1 準備いただくものは

- ・スマートフォン
- ・スマートフォン決済アプリ
- ・eL-QRの印字された納付書等
（eL-QRの記載と共に、QRコードが印字されているもの）

2 利用方法は

地方税お支払いサイト（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）の「スマートフォン決済アプリ一覧」のアイコンをクリックし、支払画面を表示して納付手続きを行ってください。
アプリにより、ご利用方法は異なりますので、詳細は各アプリ事業者にお問い合わせください。

3 利用いただけるスマートフォン決済アプリは

ご利用いただけるスマートフォン決済アプリについては、eLTA×地方税共同機構が運営する、地方税お支払いサイトでご確認いただけます。

バーコードによるスマートフォン決済アプリでの納付

個人事業税、不動産取得税、自動車税種別割の納付書等に印字されているバーコードをアプリで読み取ることにより、「PayPay（ペイペイ）」、「PayB（ペイビー）」、「モバイルレジ」で納付することができます。



1 準備いただくものは

- ・スマートフォン
- ・スマートフォン決済アプリ「PayPay（ペイペイ）」、「PayB（ペイビー）」、「モバイルレジ」
- ・コンビニ収納用バーコードが印字されている納付書等

2 利用方法は

詳細については、以下でご確認下さい。

PayPay ホームページ・・・<https://paypay.ne.jp>

PayB ホームページ・・・<https://payb.jp>

モバイルレジ ホームページ・・・<https://solution.cafis.jp/bc-pay/pc/>

※利用される金融機関によりアプリが異なりますので、「利用可能な金融機関」をご確認のうえ利用してください。

※モバイルレジを利用する際は、事前にご利用になりたい金融機関でインターネットバンキングの利用申込が必要です。

領収証書・納税証明書は

- ・領収証書・継続検査用の納税証明書は発行されません。納付後に送信される支払完了通知メールやアプリ上の取引履歴、通帳の記帳によりご確認ください。
- ・納税確認の電子化により、車検時の自動車税種別割納税証明書の運輸支局への提示は省略できるようになっていますが、納付後すぐに車検を受ける場合など、納税証明書が必要な場合は県税事務所窓口や金融機関、あるいはコンビニで納付してください。

その他留意事項は

- ・アプリ事業者によっては、決済手数料が発生する場合があります。詳細は、各アプリ事業者のホームページやアプリ事業者に直接ご確認ください。
- ・QRコードによるスマートフォン決済アプリは、QRコードが印字された納付書等でのみご利用いただけます。
- ・コンビニ収納用バーコードによるスマートフォン決済アプリは、バーコードが印字された自動車税種別割、個人事業税、不動産取得税でご利用いただけます。なお、30万円を超える納付書等はバーコードが印字されないためご利用いただけません。
- ・アプリにより納付した場合、納付書等に納付済である旨記入するなどし、二重に納付されないようご注意ください。
- ・利用期限を経過した納付書等や、汚れ・破損などのためにQRコードまたはバーコードを読み取れない納付書等のご利用いただけません。